

「立山・大山地区景観づくり重点地域」は富山市と立山町に渡って指定しております。「重点地域」の富山市内での行為と立山町内の行為では窓口が異なりますので、以下の表をご確認ください。

①特定行為の審査担当課（**相談窓口**）

1「重点地域」の富山市内での行為

行為を行う区域	審査担当課（相談窓口）	電話番号	ファックス番号
富山市	富山市景観政策課都市景観係	076-443-2106	076-443-2190

2「重点地域」の立山町内での行為

（1）① 建築物の新築、増築、改築、移転及び外観の変更

② 工作物の新築、増築、改築、移転及び外観の変更

（電気供給のための電線路又は有線電気通信のため線路の支持物及び広告塔、広告板その他これらに類する工作物を除く。）

③ 土地の区画形質の変更（水面の埋立て又は干拓を含む。）

④ 木材の伐採

行為を行う区域	審査担当課（相談窓口）	電話番号	ファックス番号
立山町	富山県富山土木センター建築課	076-444-4449	076-444-4487

（2）① 工作物の新築、増築、改築、移転及び外観の変更

【電気供給のための電線路又は有線電気通信のため線路の支持物及び広告塔、広告板その他これらに類する工作物に限る。】

② 屋外における物品の集積又は貯蔵

③ 鉱物の掘採又は土石の類の採取（砂利及び土の採取に係るものを除く。）

行為を行う区域	審査担当課（相談窓口）	電話番号	ファックス番号
立山町	富山県土木部建築住宅課	076-444-9661	076-444-4423

（3） 鉱物の掘採又は土石の類の採取（砂利及び土の採取に係るものに限る。）

行為を行う区域	審査担当課（相談窓口）	電話番号	ファックス番号
立山町	富山県立山土木事務所 業務課	076-463-1103	076-463-2698

②特定行為の届出窓口（**提出窓口**）

1「重点地域」の富山市内での行為

行為を行う区域	提出窓口	電話番号	ファックス番号
富山市	富山市景観政策課都市景観係	076-443-2106	076-443-2190

2「重点地域」の立山町内での行為

行為を行う区域	提出窓口	電話番号	ファックス番号
立山町	立山町建設課建築住宅係	076-462-9975	076-463-6611